

市町におけるデータ活用の検討・情報システム標準化の調査分析支援事業 業務委託仕様書

1. 概要

本仕様書は、三重県（以下「本県」という。）の「市町におけるデータ活用の検討・情報システム標準化の調査分析支援事業」（以下「本業務」という。）の提案に関し、必要な仕様を定めるものである。

2. 本業務の目的等

【1】市町におけるデータ活用の検討

デジタル社会形成基本法第37条第1項で定める重点計画として、「デジタル社会の重点計画（令和4年6月7日閣議決定）」（以下「重点計画」という。）が策定されており、この計画に掲げられたデジタル田園都市構想をめざすための主だった取組の一つに、地方を支えるデジタル基盤の整備が挙げられている。

このデジタル基盤の整備の一つとして、データ連携基盤が対象となっており、各府省庁の施策を総動員し、早急に整備を行うこととなっている。

本県においても、データ連携基盤（データ活用基盤）の構築に取り組むこととしており、令和4年度にデータ活用基盤構築や庁内データの悉皆調査、令和5年度以降にテーマの設定・実証実験をしていく予定である。データ活用については、県データの単独利用だけでなく、市町等とのデータ連携を行い、分析していくことで、より大きな効果が期待される。

本業務は、上記を踏まえたうえで、本県と県内市町がデータ活用についての理解を深めるとともに、その利活用方法について検討することを目的とする。

【2】情報システム標準化の調査分析支援

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律・政令により、標準化対象事務として定められた自治体情報システムについては、標準化システムへの移行が義務付けられている。対象となるのは主に市町の情報システムであるが、市町においては国・ベンダ等からの情報収集、庁内の体制づくり、具体的な進め方等について課題を抱え、どのように取り組むことが効率的か、検討しながら進めている状況にある。

その中で、本県としては、効率的な取組方法・事例等について他自治体を参考にするため、まずは各都道府県から情報を収集し、その結果を基に、県外の市区町村の先進事例について、深掘りして調査・分析のうえ県内市町に情報提供を行いたいと考えている。

本業務は、情報システムの標準化に向け、他自治体の事例の情報収集支援と、その結果の調査・分析を実施することで、県内市町に有用な情報提供を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）までとする。

4. 委託場所

三重県津市地内 他

5. 委託上限額

8,008,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 本業務の内容

本業務の目的を達成するため、以下の項目について本県及び県内市町と連携し、事業を進める。事業者が主体的にスケジュール管理を行い、進行すること。以下に示すステップによる進め方を基本として想定しているが、より効果的な方法があれば提案し、本県の承認のもと進めることとする。

【1】市町におけるデータ活用の検討

スケジュールと役割分担は以下のとおり。

ステップ	項目	県	受託事業者	検討市町	検討市町以外	想定時期
(1)	データ連携基盤の国動向、他自治体、民間の情報収集および調査	△	○	-	-	8～9月
(2)	県・市町全体勉強会	参加	○	参加	参加	9月
(3)	市町アンケート作成	△	○	-	-	9～10月
(4)	市町アンケート実施、参加市町選定	○	△	-	-	10月
(5)	検討市町での全体意見交換、個別意見交換	参加	○	参加	-	10～1月
(6)	データ活用・分析用ツールの操作・分析	△	○	○	-	10～1月
(7)	取組結果の全体共有	○	○	参加	参加	12月
(8)	個別相談対応、アドバイス	○	○	-	-	1～3月

○：メインとして主務的に実施する

△：サブとして助言等を行う

参加：会議等に参加する

(1) データ連携基盤の国、他自治体、民間の情報収集および調査

データ連携について、デジタル庁・総務省・その他府省庁の情報を収集分析すること。また、自治体・民間等について、情報の収集分析とともに、「データ連携の有効な活用事例、オープンデータの対象、取組の進め方」等を中心とする項目について調査を実施すること。なお、他に実施すべき調査項目があれば、追加すること。

自治体向けの調査については、調査データを本県に提出し、本県から調査を行うことも可能であるため、調査方法については事前に協議すること。これらの情報収集、調査の結果については、要約版と詳細版に分けてまとめること。

(2) 県・市町全体勉強会

本県・市町に対して全体勉強会を企画し、実施すること。勉強会の目的は、「情報収集・調査の結果を共有し、参加者のデータ連携に関する理解を深めること」である。

なお、勉強会は Web 会議で実施することとし、市町への開催連絡については、本県が実施する想定としている。

(3) 市町アンケート作成

全体勉強会により、データ連携に関する理解を深めた後、「データ連携に関する市町の現在の取組、活用事例、今後活用を想定する事例等の調査を行う」ことを目的として、県内市町を対象としたアンケートを実施する。そのために、この目的に沿った項目を設けたアンケートを作成すること。なお、他に実施すべき調査項目があれば、追加すること。

アンケート結果は、全市町に共有することを想定している。

アンケートにおいては、今後の検討・意見交換に主体的に参加する市町（以下、「参加市町」という。）の参加意向も合わせて調査することを想定している。

(4) 市町アンケート実施、参加市町選定

本県において県内市町にアンケートの発出を行うため、その回答を集計するとともに、結果を分析してまとめること。また、参加市町の希望有無を確認し、本県と受託者で協議し、参加市町を選定する。参加市町はおよそ5団体程度を想定しているが、市町の意向希望により増減する可能性がある。

(5) 参加市町での全体意見交換、個別意見交換

本県と参加市町と受託事業者との間で Web 会議によるミーティング等を行い、県や各市町において、「データ連携基盤の活用によってどのような姿をめざすのか、めざす姿に向けて実施していきたい取組、めざす姿と現行環境とのギャップ」について意見交換を行う。受託事業者は、所有する知見や外部調査の結果を踏まえて、会議を進行すること。

また、参加市町の全体の打ち合わせや、参加市町との個別会議も想定しているため、必要な調整を行うこと。なお、基本的には全て Web 会議を想定している。

(6) データ活用・分析用ツールの操作・分析

本県と参加市町が、データ活用の理解をさらに深めることを目的として、データ活用・分析用ツールを利用し、操作・分析を行う。受託事業者は、そのためのツールを準備すること。基本的には、インターネット上でのクラウドサービスで、参加市町が操作できるツールを想定している。

なお、データ活用・分析用ツールに投入するデータは、(5)の意見交換の中で具体的な事例を検討・収集し、投入することを想定している。ただし、投入データについて、整形等を実施する必要があるれば、その対応方法の提示を行うとともに、投入データが不足した場合でも、サンプルデータでの操作・分析が可能となるようサポートすること。

(7) 取組結果の全体共有

本事業の取組結果について、参加市町以外も含めた県内の全市町に報告するため、報告書を作成し、提出すること。本県の確認の後、本県が主催する県・市町の会議で発表・共有すること。会議形式はWeb会議を想定している。

(8) 個別相談対応、アドバイス等

全体共有後、個別に市町から相談等があれば、県とともに相談を受け、必要な対応を行うこと。相談がない場合でも、プッシュ型でアドバイスを行うこと等も想定している。

本事業の総括として、これらの活動も踏まえた最終報告書を提出すること。

【2】情報システムの標準化支援の調査
スケジュールと役割分担は以下のとおり。

ステップ	項目	県	受託事業者	市町	想定時期
(1)	現時点での状況共有、他自治体アンケート作成	○	○		8～9月
(2)	他自治体アンケート発出	○	-		8～9月
(3)	他自治体アンケート分析	△	○		9月
(4)	市町共有、先進自治体事例紹介	○	-	提供	10～3月

○：メインとして主務的に実施する

△：サブとして助言等を行う

提供：情報の提供を受ける

(1) 現時点での状況共有、他自治体アンケート作成

本県から受託事業者へ、現在の県内市町の取り組み状況等を共有する。それを受け

て「他自治体に調査すべき項目」について、都道府県向けのアンケート項目を作成すること。なお、都道府県内の先進的な基礎自治体名やその基礎自治体が行う具体的な取組内容についても、調査項目に含む想定としている。

(2) 他自治体アンケート案の発出

受託事業者が作成した都道府県向けのアンケートを本県で確認した後、本県から各都道府県に発出する。

(3) 他自治体アンケート分析

本県が回収したアンケートを取りまとめ、分析を行うこと。

(4) 市町共有、先進自治体事例紹介

分析結果をまとめ、県内市町に共有するための報告書を作成し、提出すること。なお、他都道府県において先進的な基礎自治体による有用な事例等があれば、Web 会議等で県内市町に事例紹介していただく等、本県から情報提供を依頼する想定である。

7. 実施体制

(1) 本業務の受託者は、本業務の実施にあたって、プロジェクト全体を統括する責任者(以下「責任者」という。)を配置し、効率的なプロジェクト管理を行うこと。

(2) 本業務の受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者(責任者を含む)の名簿とその連絡先を明記した作業体制表を、本契約締結時に提出すること。

(3) 原則として、契約期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本県に申し出ること。

(4) プレゼンテーションにおいて、説明及び質疑に対応した者を当該プロジェクトに係る実質的な責任者とする。

(5) 本県との連絡対応の窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。

(6) 打ち合わせについては、必要に応じ Web 会議による対応も可能とするため、希望する場合には、提案書内の業務遂行体制においてその旨言及すること。その他業務の遂行においても、対面で実施すべきことと Web 会議により可能なものを整理し、効率的な業務遂行に留意すること。

8. 実施計画書の提出

(1) 本業務の受託者は、本業務の履行にあたって、予め実施体制、スケジュール等を記載したプロジェクト実施計画書を提出し、本県の承諾を得たうえで、実施計画書に基づき、スケジュール管理を行うこと。

なお、スケジュールを作成する際は 9 に記載する成果物の期限を参照すること。

(2) プロジェクト実施計画書の提出期限は契約締結の日から 10 日以内とする。

9. 成果物

- (1) 納入成果物の様式、記載内容及び納入期限の詳細については、事前に本県と協議し、承認を受けた上で決定すること。
- (2) ドキュメント類については、電子媒体で提供すること。また、プログラム言語等特殊なものを除き、成果物は日本語を使用して作成すること。
- (3) 本業務の成果物及び納入時期は次のとおりとする。
 - ① プロジェクト実施計画書 契約日から10日以内
 - ② 各項目での作成資料
 - ③ 最終報告書 令和5年3月31日

ただし、成果品の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果品のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果品のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物から発生した二次著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

10. 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

11. 受託上の留意点

- (1) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (2) 本業務の実施に要する費用は、すべて受託者の負担とすること。ただし、会議等に使用する会場は県あるいは取組に参画する市町が用意する。
- (3) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中又は受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。また、本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに担当課に報告し、担当課の指示に従うこと。
- (5) 情報セキュリティ管理については、情報セキュリティポリシーや個人情報保護条例、それぞれが独自に定める基準等のほか、関係法令、関係規定等を遵守すること。
- (6) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるも

のとする。

(7) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 担当課に報告すること。

エ 契約の履行において、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、担当課と協議を行うこと。

なお、受託者がイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札停止等の措置を講じる。